

第十一部

(四三三)

第一回 參議院商業委員會會議錄第十六号

付託事件

○中小商工業の再建に関する陳情(第百六十四号)

○マツチ産業公團制の実施に関する陳情(第二百八十九号)

○板ガラスの配給機構及び取扱に關する陳情(第三百四号)

○百貨店法を廃止する法律案(内閣送付)

○昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律案(内閣送付)

○石綿輸入促進に関する請願(第二百六十五号)

○商工協同組合法の改正に関する陳情(第四百二十八号)

昭和二十二年十月二十日(月曜日)午一時二十七分開会

本日の會議に付した事件

○昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律案

○理事(錢田通郎君) それではこれより委員會を開きます。

今日の委員會は、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律案であります。この質疑の前にちよつとお諮りしたいことがあります。

それは明十時から經濟力集中排除法案について財政金融委員會、それから鉱工業委員會、並びに商業委員會の合

同審査會が開會される予定になつております。これに對して予め御了承願ひたいと存じますが、御異議ございませ

んか。

○理事(錢田通郎君) 左様連絡して置きます。

○政府委員(中山喜久松君) 今度の提出してございます適用除外の各一々のものにつぎまして御説明を申し上げます。差上げてございます書類にござい

ます通り、八つあるのございます。

地方鉄道法第二十五條第一項、それから自動車交通事業法第十條第一項第三号以下、ボツダム宣言の受諾に伴い発

する命令に關する勅令というのがござい

ます。この第一番の地方鉄道法第二十五條というものは、主務大臣が公益

上必要ありと認める場合において、地方鉄道業者に、他の同様の運送事業者

と連絡運輸運賃協定、その他運輸に關する協定をなすことを命ずることがで

きるといふ條文があるのございます

が、この協定を業者がするといふこと

自身、独占禁止法の立前から申しま

すると、これは独禁法違反になること

なのであります。それを除外しようといふことなのでございます。それから軌道法にも、第二十六條に同様の趣旨の

ことがございまして、それを除外しようといふわけにございまして、自動車

交通事業法、それから小運送業法、陸上交通事業調整法、この全部同様で

ございます。保險業法第十一條、これも業者の協定を認めておる條文が第十一條にございまして、これを同様の趣旨

によりまして除外しようといふわけにございまして、それから食糧管理法、臨時物資需給調整法、これは食糧管理法

に、需給及び價格の調整、並びに配給の統制を行うことを目的とするとい

ふ條文が第一條にございまして、それから第九條に、主要食糧の配給、加工、そ

の他の処分、使用、消費、保管及び移動に關し、必要な命令をなすことがで

きるというものがございまして、これが獨禁法との關係において、適用を除外しておかないと不都合が生ずるとい

うことから、これを除外しておるわけにございまして、それから臨時物資需給調整法、これも第一條に物資の割

当、又は配給というふうなことが書いてございまして、これ又これを除外し

ないと、獨禁法との關係において摩擦を生じるといふ關係から、これを除外

しておるわけにございまして、それから最後のボツダム勅令、これは提案理由の

説明の時に申上げました通りに、同様の目的に向つてボツダム勅令が発せら

れておるのでございまして、その勅令の方が、一般的な規則を制定しており

ますところの独占禁止法よりも優先するといふふうな場合でございまして、

で、專屬的にそのボツダム勅令を適用した方がより望ましいといふ關係から、ボツダム勅令というものを除外し

ておるわけにございまして。

○理事(錢田通郎君) 何かこの点で御質問ありませんか。

○林屋龜次郎君 只今御説明の第八番目でございまして、もう少し具体的に御説明をお願いせよ。

○政府委員(中山喜久松君) ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する勅令と申しますのは、具体的に申しま

すと、制限令、それから持株会社整理委員會令等でございまして、これらの法令は、經濟の民主化といふこと

を共に目標としておるのであります。独占禁止法も同様、經濟の民主化とい

ふことを目的とした法令でございまして、初めに挙げました二つの法令、即ち制限令及び持株会社整理委員會令といふものと、それから獨禁法との規定が競合しているといふ場

合があるのであります。例えて申しますと、制限令にも、重役の兼任はどのくらいでなければいけないとか、それから株式の保有はどういうようにしなければならぬといふことが規定してあるのあります。これは持株会社整理委員會令につきましても同様でございまして、それでこれらの法律が

どういふ關係になるかと申しますと、獨禁法の方が一般法たる性質を有し、前二者は特別法といふふうな關係にな

るのであります。即ち獨禁法におきましては許されていることでも、制限令

社令或いは持株会社整理委員會令等によつては許されていないといふ場合があるのあります。即ち前二者の方がより峻厳であるといふふうな關係になつておりますが、こういう場合においては、兩者が競合しておりまして、そのときには獨禁法を適用しないで、持株会社整理委員會令なり、或いは制限令なりを適用した方が、その法の狙つていふところを達成するのによろし

いと申しますか、適切であるといふところから、これら政令を特に獨禁法の適用から除外しておるのであります。

○林屋龜次郎君 地方鉄道法第二十五條第一項をもう少し具体的に御説明をお願いしたいのであります。この鉄道法の除外分に対する……。

○政府委員(中山喜久松君) 先程のボツダム勅令の問題で、もう一つの問題がございまして、それを先ず……。

それは物價統制令でございまして、これは現在の事態に鑑みまして、物價抑制のため政府が價格等を統制するための勅令でございまして、その大部分は独占禁止法に抵触していませんけれども、ただその中に例外的方式として事業者が價格を協定させこれを認可するといふ場合がございまして、この場合は先程申しました制限令社令或いは持株会社整理委員會令と精神は違ふのでございまして、これ又そういうふうなことをする方が當分は適當であるといふ理由からこれを除外すること

るのであります。即ち獨禁法におきま

しては許されていることでも、制限令

にいたしております。それから只今の
地方鉄道法のことは、第二十五條に
「主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル
トキハ地方鉄道業者ニ他ノ陸上運送事
業者ト連絡運輸、直通運輸、運賃協定其
ノ他運輸ニ關スル協定ヲ爲スヘキコト
ヲ命スルコトヲ得」というのがあるの
でございます。これが独占禁止法の方
から申しますと、第四條に、「事業者
は、共同して左の各号の一に該当する
行為をしてはならない」というのがござ
います。これに對價を決定した
り、維持したりすることはいけないと
いうふうなことが約四号規定してござ
います。これから見ますと、只今の地
方鉄道法の第二十五條「運輸ニ關スル
協定ヲ爲スヘキコトヲ命スル」という
ことは、これは眞つ向から抵触するとい
うふうなことになるのでありますが、
これを除外しようというわけございま
す。

○理事(鎌田達郎君) これは各項目に
互つて説明書がこの間皆さんに配布に
なつておるそうです。大体十月三十一
日まで期限があるようですから、休会
の間一つお互いに研究するとして、
一つ今日はこの辺で散会したかどうか
しようか……。それではこれを以て散
会いたします。

午後一時四十八分散会
出席者は左の通り。

理事

委員

林屋總次郎君
鎌田 逸郎君
中平常太郎君
黒川 武雄君
中川 幸平君
油井賢太郎君

政府委員

(公正取引委員會委員長)

小林米三郎君
島津 忠彦君
高瀬莊太郎君
結城 安次君
中山喜久松君
總理廳事務官(公正取引委員
會事務局總務部長)

黃田多喜夫君